

【物品】

令和4～6年度

上尾、桶川、伊奈衛生組合物品納入等入札参加資格審査申請書提出要領（追加）

1 申請対象

令和4～6年度において、上尾、桶川、伊奈衛生組合（以下「組合」という。）が発注する物品納入等の競争入札に参加しようとする者

今回は、追加申請の受付のため、現在登録済みの方は申請不要です。

2 申請者の資格

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、組合の競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 法人税（個人事業者の場合は所得税）、消費税及び地方消費税が完納していない者
- (4) 営業に関し法律上必要とする許可等を受けていない者

3 登録有効期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 受付期間

令和4年2月1日（火）から令和4年2月28日（月）まで（消印有効）

5 提出書類

別紙を参照

6 提出方法

郵送のみ受付（信書を送ることが可能な方法に限ります。）

封筒の表に「入札参加資格審査申請書類在中」と赤で記載してください。

7 提出先

〒363-0007 埼玉県桶川市大字小針領家1160番地

上尾、桶川、伊奈衛生組合 総務担当 宛

8 書類作成上の注意

- (1) 提出書類は、申請日前直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を基準日として作成してください。
- (2) 登記されていないことの証明書（後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書）の発行手続きは、全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で行っています。

※ 郵送による申請は、東京法務局後見登録課のみの取扱いとなります。

【問い合わせ先】

東京法務局後見登録課 電話 03(5213)1360

https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

(3) 法人番号について

国税庁は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に基づき、平成27年10月から、法人には1法人1つの法人番号（13桁）を指定し、登記上の所在地に「法人番号指定通知書」を送付しています。

※ 法人番号は、法人の支店・事業所等や個人事業者には指定されません。

※ 『営業概要票（様式第4号）』の法人番号記入欄に記入してください。（1法人は、本店・支店・事業所とも同じ法人番号を使用）

提出書類

原則	国税庁の通知「法人番号指定通知書」の写し
例外（上記の通知書を紛失した場合）	「国税庁法人番号公表サイト」 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp で法人名及び所在地等から検索して確認した法人情報の画面を印刷したもの

【問い合わせ先】

国税庁長官官房企画課法人番号管理室 電話 0120(053)161

(4) 本店以外に業種（業務）毎に代理人を置く場合には、登録希望業種（業務）毎に申請をしてください。申請できる業種（業務）は、本店と代理人を置く事業所を合計して3業種（業務）までです。

また、3業種（業務）以内であっても、他の事業所で申請した業種を、重ねて申請はできません。

(5) 不足書類や未記入事項がある場合につきましては、登録されない場合があります。

9 問い合わせ先

上尾、桶川、伊奈衛生組合 総務担当

埼玉県桶川市大字小針領家1160番地

電話 048-728-6071

※ 入札参加資格者名簿に登録した場合、業者の格付け等も含めて、公表の対象となりますので、ご了承ください。

※ 個々の入札参加資格者への格付け通知は行いません。審査結果のお知らせは、入札参加資格者名簿を公表することにより行います。

※ 今回の申請による入札参加資格については、上尾、桶川、伊奈衛生組合の入札参加資格者名簿に登録されます。（上尾市、桶川市及び伊奈町に登録されている場合でも登録が必要となります。）

【別紙】

提出書類一覧表

番号	書類名	摘要
1	物品納入等入札参加資格審査申請書	様式第1号
2	身分（元）証明書 （本籍地の市町村で発行したもの） 〈写し可〉	【個人事業者のみ】 申請日前3か月以内のもの
3	登記されていないことの証明書（後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書）〈写し可〉	【個人事業者のみ】 契約を締結する能力があるかどうかを確認する書類（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない証明を受けてください。） 申請日前3か月以内のもの
4	主要取引金融機関名	様式第2号
5	委任状	様式第3号 代理人毎に提出（代理人を置く場合に限る） 委任期間 R04. 4. 1～R07. 3. 31
6	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）〈写し可〉	【法人のみ】 申請日前3か月以内のもの
7	法人番号指定通知書の写し	【法人のみ】 国税庁から送付されたものの写し ※紛失した場合は、提出要領の8(3)「法人番号について」を参照
8	事業開業届出済証明書 〈写し可〉	【個人事業者のみ】 事業を営んでいる自治体で発行の事業証明書（市役所の税務課等で発行）
9	登録、免許又は許可等の証明書 〈写し可〉	取扱品目に関し、登録、免許又は許可等を要する場合のみ提出
10	販売代理店又は特約店証明書 〈写し可〉	該当する場合
11	会社案内 〈写し可〉	営業の沿革・営業所の一覧表・生産販売実績・その他

12	決算報告書又は収支内訳書 〈写し可〉	手続きが終了した最新のもの
13	法人市民税又は個人市民税の納税証明書 〈写し可〉	【申請事業所の所在地に関わらず、上尾市、桶川市、伊奈町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある事業者】 直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内のもの
14	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3） 〈写し可〉	【法人のみ】 税務署が発行したもので、申請日前3か月以内のもの ※免税事業者の場合も、必ず提出してください。
15	「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）〈写し可〉	【個人事業者のみ】 税務署が発行したもので、申請日前3か月以内のもの ※免税事業者の場合も、必ず提出してください。
16	営業概要票	様式第4号 ※A4判フラットファイルに綴じ込まないでください。
17	返信用のはがき（宛名記入）	【受領印が必要な場合】 63円の切手貼付

《その他の注意事項》

- (1) 提出書類は、再生紙使用のA4判フラットファイル（色指定なし・押え具が金属でないもの）に綴じて提出してください。綴じ込む順番は、上記の提出書類一覧表の順にしてください。ただし、『営業概要票〔様式第4号〕』については、綴じ込まないで提出してください。
- (2) 受領印が必要な場合は、返信先を明記したはがき（63円切手貼付）を同封してください。（返信用封筒は不可とします。返信先の記入漏れ、切手貼付がない場合には返信しません。）はがきの同封のない場合、返信は行いません。なお、申請が集中することから、返信までには時間を要しますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 申請書類は1部提出となっておりますが、問い合わせ等する場合がありますので、写しを保管してください。
- (4) 申請書の受理後は、申請希望の業種等を追加又は変更することは一切できません。
- (5) 提出された書類を返却することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- (6) 提出書類に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。
- (7) 中小企業等協同組合のうち、官公需適格組合の証明を受けた組合で入札参加を希望する者は、上表のほかに次の書類を提出してください。
 - ア 官公需適格組合証明書の写し
 - イ 役員名簿
 - ウ 組合員名簿